

令和4年第5回教育委員会会議

1 日 時

令和4年3月17日(木)

開会 13時30分

閉会 14時53分

2 場 所

県庁行政庁舎 17階 教育委員会室

3 出席者

徳田博教育長、新屋長二郎委員、新家久司委員、眞鍋知子委員、高野勝委員、浅蔵一華委員

4 説明のため出席した職員

飯田重則教育次長、杉中達夫教育次長、塩田憲司教育次長、松田豊久教育次長兼庶務課長、江尻祐子教育次長兼学校指導課長、岡橋勇侍教職員課長、清水茂生涯学習課長、山下幸則文化財課長、居村吉記保健体育課長

5 議案件名及び採決の結果

議案第4号 石川県教育委員会事務局等組織規則の改正等について（原案可決）

議案第5号 石川県立学校の教職員の業務の量の適切な管理等に関する規則の制定について（原案可決）

議案第6号 人事異動について（原案可決）

6 報告事項

報告第1号 教職員の多忙化改善に向けた3年間の取組の報告書について

報告第2号 指導が不適切である教諭等の認定等について

報告第3号 人事異動について

7 審議の概要

・開会宣告

徳田教育長が開会を告げる。

・会議の公開・非公開の決定

議案第6号、報告第2号及び報告第3号は人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき非公開とすることを全会一致で決定。

・質疑要旨

以下のとおり。

議案第4号 石川県教育委員会事務局等組織規則の改正等について（松田教育次長兼庶務課長説明）

「1 提案理由」は、教育委員会事務局の組織改正等に伴い、関係規定を整備する必要があるためであります。「2 改正する規定等」は記載のとおりで、内容につきましては、後程、改正概要をご説明いたします。「3 根拠法令」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条であります。この条文は、教育委員会は、その権限に属する事務に関し、規則等を制定することができることとされているものであります。

別添資料の1ページに改正の概要をまとめておりますので、ご覧ください。

(1)は県立図書館等の知事部局への移管等に係るものであります。前々回の会議でもご報告いたしましたが、先月の石川県議会定例会におきまして、図書館等の所管を知事部局に移管するための「教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例」が可決されたところであります。そのことを受けまして、カッコ内に記載の6本の規則等において、県立図書館等に関する規定の削除等を行うものであります。

(2)その他の組織改正に係るものとしまして、①につきましては、これまで、古墳時代から中世までを網羅した「加能史料」の編さんが今年度で完了したことから、次の段階として、加賀前田家が統治した近世の史料の編さんを行うため、文化財課内に「近世史料編さん室」を設置するものであります。②につきましては、昨年の7月から8月にかけて開催された「令和3年度全国高等学校総合体育大会」のため、金沢桜丘高ほか3校（松任高校、県立工業高校、能登高校）を駐在地に指定し、保健体育課の職員が準備にあたったところですが、大会が終了したことから、駐在地の指定を廃止するものであります。

(3)はオンラインで申請された行政手続における手数料の電子収納の方法を定めるものであります。具体的には、オンラインで申請された行政手続において、手数料の納付が必要な場合に、申請者の選択した電子収納の方法、クレジットカード払いによることを可能とするものです。

(4)は教育委員会の職員が所属長等に提出する様式等の押印欄を廃止するものであります。昨年度、県民や事業者など外部から提出いただく様式の押印を廃止したところですが、今回は、教育委員会内部の手続において、職員の押印を求めている手続きのうち、規則等で様式等を定めているものを廃止するものであります。なお、規則以外の要綱や内規等で様式を定めているものについても、押印を廃止するため、要綱改正等の手続を進めているところであります。

(5)は成年年齢の引き下げに伴うものであります。令和4年4月1日より、成年年齢の引き下げられることに伴い、18歳以上の生徒の父母等が「保護者」でなくなることから、石川県立高等学校規則等における「保護者」の規定を「保護者等」に改めるものであります。なお、これらの規則改正等の施行日につきましては、いずれも令和4年4月1日としております。

【質疑】

質疑なし

(徳田教育長)
採決を行う。

(各委員)
異議なし。

報告第1号 教職員の多忙化改善に向けた3年間の取組の報告書について（岡橋教職員課長説明）

この度、これまでの取組をまとめた報告書が完成しましたので、お手元にお配りしてございます。報告書の概要について、簡単にご説明いたします。まず、1ページをご覧ください。ここには、「多忙化改善の必要性」を記載しております。2ページ目以降には、「多忙化改善に向けた取組を行う以前の本県における状況」を記載しております。9ページ、10ページには、「教職員多忙化改善推進協議会」について、平成29年8月から令和3年8月までの主な内容を記載しております。11ページから20ページまでは、平成30年3月に策定し、令和2年3月に改定した「教職員の多忙化改善に向けた取組方針」を記載しております。21ページ以降は、「取組方針に基づく実践例」について記載しております。まず、21、22ページには、「多忙化改善実践推進校」による取組について、次に、23、24ページには、これまで3回にわたって発行しました「業務改善取組事例集」について、そして、25ページからは、「取組方針に基づく具体的な取組内容」について、水色の枠で囲まれている具体的な取組項目ごとに進捗状況やアンケート結果等をまとめてあります。少し飛びますが、49ページをご覧ください。ここからは、「多忙化改善に向けた3年間の取組の結果」について、記載してあります。51ページをご覧ください。上段のグラフでお分かりのように、様々な取組の結果、時間外勤務の月平均時間は、小中高いずれの校種においても、取組前のH29年度から取組3年目のR2年度まで、3年連続で減少しております。53ページをご覧ください。中程の囲みにあるように、時間外勤務時間の月80時間を超える教職員の割合についても、小中高いずれの校種においても、3年連続で減少しております。少し進みまして、58ページをご覧ください。ここからは、以前もご説明しましたが、「多忙化改善に関する教職員の意識調査」について記載してあります。61ページをご覧ください。教職員の意識調査では、この3年間の取組の中で、7割以上の教職員が自身の働き方に意識変化があったと感じています。65ページをご覧ください。「多忙化改善に向けた取組の3年間の総括」についてです。「(1) 成果と課題」については、今程、申し上げたとおり、時間外勤務時間の減少や教職員の意識変化があったことから、取組の成果は確実に現れたと考えています。しかし、その一方で、月80時間を超える教職員はゼロとなっていないことや、多忙化改善を進める余地がまだあるとの教職員の意見も多いことから、66ページ(2) 今後について、に記載してありますように、今後の方針として、国による教職員の定数改善を引き続き求めていくとともに、多忙化改善を不断の取組として、これまで3年間の取組を後退させることなく、深掘りした取組を進めていくこととしました。また、今後の目標として月80時間を超える教職員ゼロを目指すとともに、文部科学省が定めた指針の上限時間1か月45時間、1年間360時間以内を目指すこととしました。これについては、後程、議案第5号で教育委員会規則の制定をご審議いただきたいと考えています。目標に向けて、矢印の下にもありますように、「多忙化改善に向けた取組方針」を今後も着実に推進し、例えば1の授業や校務のICT化を積極的に進めるなどといった、深掘りした取組を進めていくこととしました。県教委では、R4年度当初予算で、「外部人材等の更なる活用」として、希望する全ての学校へのスクール・サポート・スタッフの配置を継続、部活動指導員の配置を拡充、来年度から、1人1台タ

ブレット端末が配備となる中、端末の管理やICT機器のトラブル対応などの日常業務が増加することから、IT企業の退職人材を活用して、ICT支援員を新たに配置、全日制高等学校に、これまで教員が手作業で行っていたテストの採点や集計業務をPCとスキャナーを組み合わせることで自動で行う、「採点業務省力化ソフト」を新たに導入することとしています。今後については、今年度以降も、勤務時間調査を継続するとともに、「多忙化改善推進協議会」を定期的で開催し、関係者で取組状況を共有しながら、一層の改善につなげていくこととしています。68ページ以降は、参考資料となっております。

以上が本冊子の概要であります。本冊子は、すでに県内すべての公立学校や教育関係機関に配布したところであり、また、教職員課ホームページ及びスマートスクールネットにも掲載しております。学校長に対しては、本報告書を活用し、これまでの自校の取組を振り返り、今後の取組や教職員の時間外勤務時間の縮減に活かすよう指示をしたところです。その他、お手元にお配りしてありますが、保護者や地域の方々向けのリーフレット「皆様のご協力のもと学校現場での働き方の見直しを進めてきました」を作成し、新年度に配布することとしています。このリーフレットでは、3年間の多忙化改善に向けた取組の成果や保護者や地域の方々に、ご協力いただいた取組を紹介しており、更なる理解とご協力をお願いする内容となっております。また、教職員向けにクリアファイル「元気な先生 笑顔のこどもたち 持続可能な学校を目指して」を作成し、これも新年度に配布することとしています。ファイルの裏面には、多忙化改善に関する効果的な日頃の取組について、教職員自らが意識して業務にあたることできるように工夫しました。これらのリーフレットやクリアファイルを活用し、次年度以降も、多忙化改善に向けた更なる取組を一步一步進めていきたいと考えております。

議案第5号 石川県立学校の教職員の業務の量の適切な管理等に関する規則の制定について（岡橋教職員課長説明）

資料2ページをご覧ください。時間外勤務の管理については、本県では、平成29年度より勤務時間調査を始め、先程ご報告したとおり、一定の成果が現れたところです。

「1 提案理由」については、令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」いわゆる「給特法」が一部改正され、令和2年4月1日施行の同法第7条の規定に基づき、文科省が定めた「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」により、各教育委員会がその所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等で定めることとされたためです。この点についての対応については、令和2年当初議会でも答弁しておりますが、本県においては、3年間の取組の結果を踏まえた上で、教育委員会規則で定めていくこととしているところであります。今回、先程ご説明したように、3年間の取組の総括が終わったことから、国の指針に基づき、上限規則を定めることとしたところです。「3 根拠法令」については、給特法第7条及び先程、述べた文科省指針です。

具体的な規則の内容については、3ページをご覧ください。第2条第1項にありますように、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間、いわゆる時間外勤務時間について原則、1か月45時間以内、1年間360時間以内、となっており、第2項では、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、1箇月100時間未満、1年間720時間以内、1年のうち1箇月45時間を超える月は6箇月以内、直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間80時間以内となっています。これは労働基準法と同じ内容で、あくまでも教職員全体の平均ではなく、一人一人の教育職員についての上限時間を定めるものであり、これまでの多忙化改善の取組を踏まえると、大変ハードルが高いものと考えております。したがって、まずは、月80時間を超える教職員ゼロを目指すとともに、中長期的な目標として、文科省が定めた指針の上限時間の範囲内を目指して参りたいと考えております。

【質疑（報告第1号、議案第5号を一括して質疑）】

（徳田教育長）

議案第5号については、文部科学省からこういったものを定めなさいと通達がありまして、石川県の場合は3年間の取組を踏まえて定めると議会でも答弁しており、今回、3年間の取組をまとめましたので、これを定めたものです。極めてハードルが高く、今日、明日に達成できるものではありませんが、中長期的にはこれに向かって取り組んでいくこととなります。

（新屋委員）

なかなかハードルが高く、時間内に収めるのは現実的に厳しいと思いますが、この目標に近づくように頑張っていかなければなりません。他の都道府県で特徴的な取組はありますでしょうか。

(岡橋教職員課長)

他県の特徴的な取組は把握しておりませんが、一方で、本県の取組が全国から注目されているという認識しております。他県の取組については、今後も情報収集を続けて取組に活かしていきたいと思っております。

(新屋委員)

取組の報告書はとても立派なものになっていて、後でゆっくり読んでみたいと思っております。実践事例はヒントになるようなことが多々あるのではないかと思います。棚にしまっておいてはもったいないので、特に管理職は常時見直して、その学校に合った取組を新しい発想でできると思っておりますので、有効に活用していただきたいと思います。

(新家委員)

文部科学省の段階では指針が出ていて、県では規則になるということで、中長期的になかなか厳しい数字を規則で定めるという話でした。我々ですと、規則は守らなければならないものであって、業界では罰則規定のあるものもあります。文部科学省では指針で、現場では規則ということは、私はよく分かりませんが、あえて言うのであれば、「やるぞ」という意気込みなのかなと思います。現場で規則になっている理由は何かあるのでしょうか。

(徳田教育長)

実は、行政の世界ではよくある話です。本県の取組は、全国と比べてもかなり先行しており、3年間、小中高を全期間、調査しています。他県では、なかなかここまでしていない県もありますので、まずは規則にすることによって背中を押している、そういった意味合いもあるのかなと思います。

(杉中教育次長)

平成28年に、文科省が勤務時間調査を10年ぶりに行いまして、平成29年5月に教員の多忙化が大変進んでいると発表され、本県も同じように調査し、平成30年に取組を始めています。取組を始めた時には、教員も、忙しいということはあるが、「なぜ、自分が子供のために頑張っているのに、人からとやかく言われなければならないのか」という意識が強く、時間外勤務を削減しよう、効率的に業務を行おうということを説明することに力を使いました。今は、3年間の取組をする中で、教員からは、自分の子供にしっかり目を向けることができたとか、日曜日の部活動をやめたことで、月曜日にリフレッシュして授業ができるなど、良い面も出てきていると聞いています。時間もさることながら、意識の面でも改善が進んでいると考えています。ただし、これで終わりではありませんので、他県の良い事例があれば取り入れる必要があると思っておりますし、やはり定数改善がないと進んでいかないところもありますので、そういった要望もしっかりとしていきます。

(高野委員)

実態として、現場では雑巾を絞るようにして勤務時間を削減して、取組を進めているのだと思います。一方で、教員の残業手当についてですが、何十年も前の時間外調査を

もとに額が決められていたかと思えます。これについては見直しの動きなどは無いのでしょうか。

(杉中教育次長)

おっしゃる通り、昔の、ひと月の時間外勤務が8時間程度だったという調査をもとにして決められています。今のところ、その部分について見直しがあるということは承知しておりません。

(眞鍋委員)

勤務時間記録については、これからも教職員の方に記入していただくのでしょうか。

(岡橋教職員課長)

今後も、調査については継続していきます。今後継続する調査については、勤務時間の総時間数のみの記録とし、簡略化した形で行います。

(眞鍋委員)

勤務時間の記録の作業自体が負担になりますので、簡略化していただければと思います。

(徳田教育長)

昨年度までは、パソコンで時間を入力していましたが、今年度からはパソコンのオン・オフで自動的に記録をしています。外出する日などは手入力する場合がありますが、負担が少ないようにしております。

(徳田教育長)

本県の取組は、文科省からも注目されていまして、近いうちに、文科省の広報誌にも石川県が掲載されるとのことでした。他の県から本県に問い合わせなどもあるでしょうし、本県からもいろいろなところに問い合わせをしていこうと思っております。

(徳田教育長)

採決を行う。

(各委員)

異議なし。

(徳田教育長)

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第6号 人事異動について

松田教育次長兼庶務課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

報告第2号 指導が不適切である教諭等の認定等について

岡橋教職員課長が説明した。

議案第3号 人事異動について

岡橋教職員課長が説明した。

・閉会宣言

徳田教育長が閉会を告げる。